

消費者教育の推進に関する法律について

背景 = 消費者教育の重要性

- 消費者被害の防止
 - 消費者の自立支援
 - +消費者の権利
- 消費者教育の機会の提供

目的

消費者教育を総合的かつ一体的に推進
国民の消費生活の安定及び向上に寄与する

- ・基本理念
- ・責務等
- ・基本方針の策定等

消費者教育の推進に関する基本的な方針等

国

- ・基本方針
 - ・推進の基本的な方向
 - ・推進の内容等
- ← 閣議決定
- 内閣総理大臣
文部科学大臣 案作成

意見

消費者教育推進会議

地方公共団体

- 各都道府県
 - 各市町村
- (基本方針を踏まえて策定)
消費者教育推進計画
(策定は努力義務)

協議会
あられし意見

消費者教育推進地域協議会
(努力義務)

定義

消費者教育: 消費者教育の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びそれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)

消費者市民社会:

- ・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重
- ・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚
- ・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画

基本理念

- ・消費生活に関する知識を習得、適切な行動に結びつける実践的能力の育成
- ・主体的に消費者市民社会の形成に参画、発展に寄与できるよう積極的に支援

体系的推進 効果的推進

- ・幼児期から高齢期までの段階特性に配慮
- ・場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応
- ・多様な主体間の連携
- ・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供
- ・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解
- ・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的連携

国・地方公共団体の責務

- 基本理念にのっとり総合的に施策策定・実施の責務を負う
- 関係機関相互に緊密な連携で施策を推進

国・地方公共団体の義務

- ・学校における消費者教育の推進(第11条)
- ・教育機会の確保、教員研修の充実
- ・人材の活用

国、地方公共団体の努力義務

- ・教材の充実等(第15条)
- ・教材開発と提供
- ・調査研究(第17条)
- ・国内外の調査研修その普及
- ・情報の収集(第18条)

地域における消費者教育の推進(第13条)

- ・高齢者、障害者支援者への研修、情報提供
- ・実例を通じた消費者教育の実施

人材の育成等(第16条)

- ・相談員等への研修実施
- ・講座開設等自主的取組の促進

基本的施策